

となみ療護園（短期入所）

運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 明和会（以下「事業者」という。）が運営する指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

（指定短期入所の取扱方針）

第2条 事業者は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に指定短期入所を提供するものとする。

2 事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（提供拒否の禁止）

第3条 事業者は、正当な理由なく指定短期入所の提供を拒んではならない。

（心身の状況等の把握）

第4条 事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携）

第5条 事業者は、指定短期入所を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業者は、指定短期入所の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（指定短期入所の開始及び終了）

第6条 事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（サービスの提供）

第7条 事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきするものとする。

3 事業者は、その利用者に対して、利用者等の負担により、当該事業所の職員以外の者による保

護を受けさせてはならないものとする。

- 4 事業者は、利用者等の依頼を受けて、利用者に対して食事の提供を行うものとする。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第8条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

(身体拘束その他行動の制限に関する事項)

第9条 事業者はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

(事業所の名称及び所在地)

第10条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 となみ療護園
- (2) 所在地 青森県むつ市大字田名部字赤川ノ内並木 14 番 245

(職員の職種、員数及び職務内容)

第11条 本事業所の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、職員の配置については、本事業所は障害者支援施設との併設事業であるため、当該施設と本事業所の利用者数を合わせた場合において、当該施設として必要とされる基準の配置員数以上とする。

- (1) 管理者(職名:施設長) 1人(常勤兼務)
職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、職員に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 施設長補佐役 1人(常勤専従)
管理者(施設長)を補佐する。
- (3) サービス管理責任者 1人(常勤専従)
個別支援計画の作成に関することを行うほか、利用申込者の心身の状態等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の職員に対する技術指導及び助言等を行う。
- (4) 医師 1人(嘱託)
利用者の健康管理及び診療を行う。
- (5) 看護職員 3人(常勤専従3人)
利用者の診療の補助及び投薬看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
- (6) 理学療法士 1人(嘱託)
利用者に対し理学療法による訓練を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1人(非常勤専従1人)

利用者に対し機能訓練指導を行う。

(8) 生活支援員 26人(常勤専従25人、非常勤専従1人)

利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護等を行う。

(9) 栄養士 1人(常勤専従)

献立作成、栄養量計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務に従事する。

(10) 調理員 4人(常勤専従)

給食業務に従事する。

(11) 事務職員(非常勤専従1人)

必要な事務を行う。

(12) 管理宿直員 1人(非常勤専従)

夜間の管理宿直を行う。

2 その他必要に応じて配置する。

3 施設の職員は、施設の設備等を利用して行う指定障害者支援施設の職員を兼ねるものとする。

(利用定員)

第12条 本事業所の利用定員は、次のとおりとする。

併設型 2名

(指定短期入所の内容)

第13条 本事業所で行う指定短期入所の内容は次のとおりとする

(1) 食事の提供

(2) 入浴又は清しき

(3) 身体等の介護

(4) 機能訓練

(5) 生活相談

(6) 健康管理

(利用者から受領する費用の額)

第14条 事業者は、指定短期入所を提供した際は、利用者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者等から障害者自立支援法第29条第3項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用の支払を利用者等から受けるものとする。この場合の利用料金については別に定める。

4 事業者は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対し交付するものとする。

5 事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第15条 利用者は事業所内(送迎車輦内も含む)では次の行為をしてはならない。

(1) ケンカ、口論、暴力、泥酔等他の利用者に迷惑をかけること。

(2) 指定した場所以外で喫煙すること。

(3) 事業所の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。

(4) 管理者がその必要ありとして禁じたこと。

以上の事項を管理者が注意警告を行っても改善されない場合は、サービスの提供を中止する場合もある。

(緊急時等における対応方法)

第16条 職員は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第17条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第18条 事業者は、その提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、その提供した指定短期入所に関し、障害者自立支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(勤務体制の確保)

第19条 事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所を提供できるよう、事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の職員によって指定短期入所を提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。

3 事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(秘密の保持)

第20条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、他の指定短期入所事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

第21条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者等に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第22条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 明和会と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年10月 1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成19年 6月 1日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成20年 5月 1日から施行する。
- 4 この改正規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 5 この改正規程は、平成21年 6月 1日から施行する。
- 6 この改正規程は、平成24年 3月 1日から施行する。
- 7 この改正規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 8 この改正規程は、平成25年10月 1日から施行する。
- 9、この改正規程は、平成27年 7月 1日から施行する。
- 10、この改正規程は、平成29年10月 1日から施行する。
- 11、この改正規程は、平成30年 5月 1日から施行する。
- 12、この改正規程は、平成30年 7月17日から施行する。
- 13、この改正規程は、平成30年 9月25日から施行する。
- 14、この改正規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。